

# 地方税法施行令の一部を改正する政令案の概要

平成26年6月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、外国法人の法人住民税について外国税額控除の控除限度額等の細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

## 2 主な改正の内容

### (1) 外国法人の法人住民税に関する細目

- ① 恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することに伴う所要の規定の整備を行う。
- ② 外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額を課税標準として課する法人税割額から、法人税の控除限度額を超える額を控除することに伴う所要の規定の整備を行う。

### (2) 外国法人の事業税に関する細目

- ① 恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち純支払利子及び純支払賃借料の計算に当たり、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等との間の内部取引に係るものを含めることとする。
- ② 恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち単年度損益及び所得割の課税標準である所得について、計算方法の変更に伴う所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

平成28年4月1日から施行する。